

品確法の実施状況および 運用指針について

「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の主なポイント 国土交通省

運用指針とは：品確法第22条に基づき、地方公共団体、学識経験者、民間事業者等の意見を聴いて、国が作成

- 各発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、体系的にとりまとめ
- 国は、本指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ、公表

必ず実施すべき事項

① 予定価格の適正な設定

予定価格の設定に当たっては、**適正な利潤を確保**することができるよう、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行う。積算に当たっては、**適正な工期を前提**とし、**最新の積算基準を適用**する。

② 歩切りの根絶

歩切りは、**公共工事の品質確保の促進に関する法律**第7条第1項第1号の規定に違反すること等から、**これを行わない**。

③ 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底等

ダンピング受注を防止するため、**低入札価格調査制度**又は**最低制限価格制度の適切な活用**を徹底する。予定価格は、**原則として事後公表**とする。

④ 適切な設計変更

施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない等の場合、**適切に設計図書の変更**及びこれに伴って必要となる**請負代金の額**や**工期の適切な変更**を行う。

⑤ 発注者間の連携体制の構築

地域発注者協議会等を通じて、各発注者の**発注関係事務の実施状況等を把握**するとともに、各発注者は**必要な連携や調整**を行い、支援を必要とする市町村等の発注者は、**地域発注者協議会等**を通じて、**国や都道府県の支援を求める**。

実施に努める事項

⑥ 工事の性格等に応じた入札契約方式の選択・活用

各発注者は、**工事の性格や地域の実情等**に応じて、**多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択**し、又は組み合わせて適用する。

⑦ 発注や施工時期の平準化

債務負担行為の積極的な活用や**年度当初からの予算執行の徹底**など予算執行上の工夫や、**余裕期間の設定**といった契約上の工夫等を行うとともに、**週休2日の確保**等による不稼働日等を踏まえた適切な工期を設定の上、**発注・施工時期等の平準化**を図る。

⑧ 見積りの活用

入札に付しても入札者又は落札者がなかった場合等、標準積算と現場の施工実態の乖離が想定される場合は、**見積りを活用することにより予定価格を適切に見直す**。

⑨ 受注者との情報共有、協議の迅速化

各発注者は**受注者からの協議**等について、**速やかかつ適切な回答**に努める。設計変更の手続の迅速化等を目的として、**発注者と受注者双方の関係者が一堂に会し、設計変更の妥当性の審議及び工事の中止等の協議・審議等を行う会議**を、必要に応じて開催する。

⑩ 完成後一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価

必要に応じて**完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価**を実施する。

設計労務単価、技術者単価の改定

- 市場の実勢価格を適切かつ迅速に積算へと反映させるべく、適宜、単価を改定。
- 平成30年においては、3月1日以降に契約締結する発注案件等に最新の単価を適用すべく改定を公表（H30.2.16）

① 公共工事の**設計労務単価**（全国平均）
 H30：職種平均 18,632円（平成29年比；**+2.8%**）

② 設計業務委託等の**技術者単価**
 H30：職種平均 37,665円（平成29年比；**+3.0%**）

これにより

設計労務単価・技術者単価は**H24年度以降6年連続で引き上げ**

設計労務単価：H24～30 ⇒ **約43%増**

技術者単価：H24～30 ⇒ **設計約20%増、測量約37%増、地質約23%増**

2

平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価について

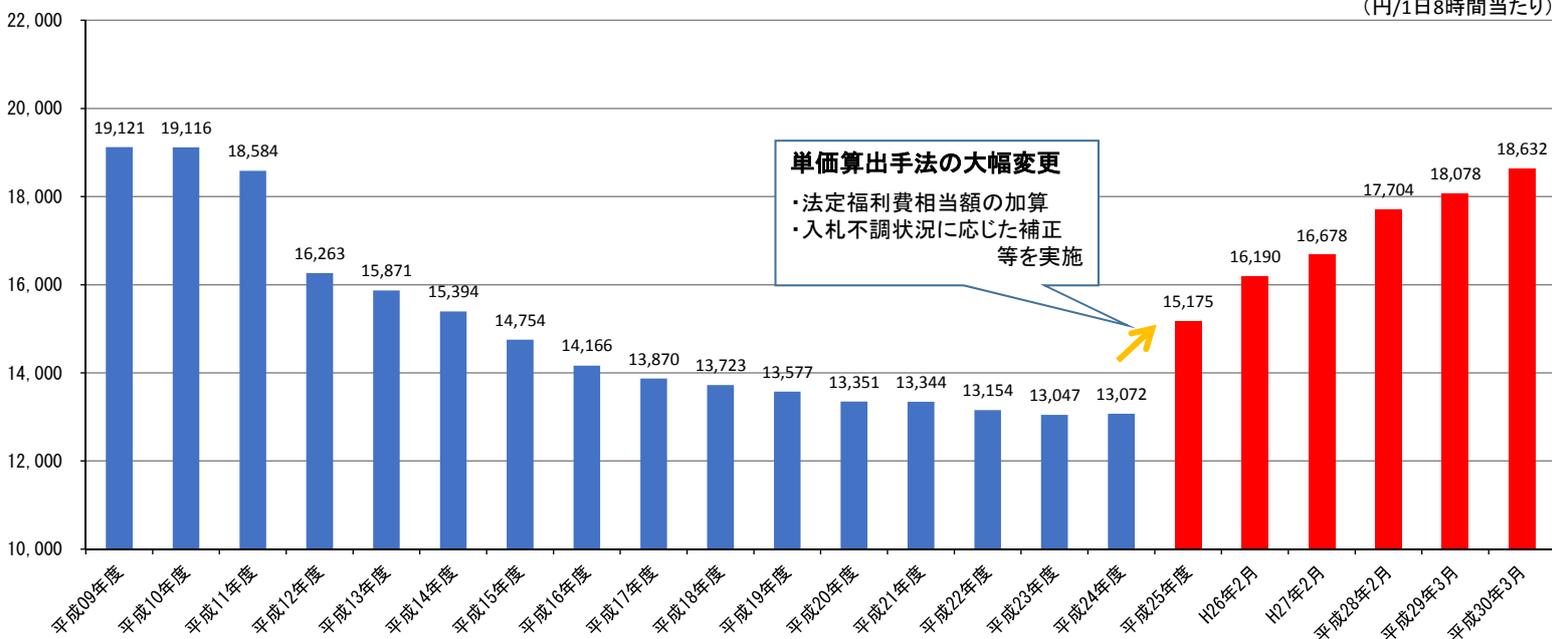
単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**
- (2) 社会保険への加入徹底の観点から、**必要な法定福利費相当額を反映**（継続）

➡ **全職種平均** 全国（18,632円）平成29年3月比；**+2.8%**（平成24年度比；**+43.3%**）
 被災三県（20,384円）平成29年3月比；**+1.9%**（平成24年度比；**+58.3%**）

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移

（円/1日8時間当たり）



注1) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値にて表示。加重平均値は、平成25年度の標本数をもとにラスパイル方式で算出した。
 注2) 平成18年度以前は、交通誘導整備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導整備員A・Bを足した人数で加重平均した。

3

平成30年度積算基準等の主な改定内容

1. 働き方改革に取り組める環境整備

(1) 週休2日に取組む際の必要経費の計上【工事】

- 週休2日等の現場閉所の状況に応じて、経費の補正を行う。労務費、機械経費(賃料)を新たに補正対象とするとともに、間接工事費(共通仮設費、現場管理費)の補正係数を引き上げる。(共通仮設費:1.02→1.04※、現場管理費:1.04→1.05※)

※4週8休相当以上の現場閉所を行った場合

2. i-Constructionの更なる拡大に向けた基準の新設

(2) ICT土工積算基準の改定【工事】

- ICT建機の使用実態を踏まえた積算(精算)が可能となるよう、ICT建機と通常建機の歩掛を現場ごとの使用状況に応じて積算する方法に改定する。

(3) UAV及び地上レーザ測量における標準歩掛の新設【業務】

- ICT技術の活用による生産性向上を図るため、UAV写真測量及び地上レーザ測量に関する標準歩掛を新設する。

3. 品確法を踏まえた積算基準の改定

(4) 一般管理費等率の改定【工事】

- 実態を踏まえ、一般管理費等率を改定する。

(5) 小規模施工の区分の新設【工事】

- 土工(掘削)において、現行の施工土量50,000m³による区分に加え、小規模(10,000m³未満)の区分を新たに設定する。

(6) 交通誘導警備員の計上方法の改定【工事】

- 交代要員が必要な工事において、割増係数による積み上げを廃止し、配置人員(交通誘導員+交替要員)を必要日数計上する積算に改定する。

(7) 工種の新設等【工事】

- 実態を踏まえ、2つの工種(張コンクリート工、ガス切断工)を新設するとともに、17の工種について日当り施工量等を改定する。(17工種:コンクリート工、落橋防止設置工、機械土工(ICT含む)等)

(8) 諸経費率の改定【業務】

- 実態を踏まえ、地質調査業務の諸経費率を改定する。

4

総合評価落札方式におけるダンピング対策について(地方公共団体)

会計検査院 平成28年度決算検査報告 概要

総合評価落札方式による入札においては、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定できないところ、一部の地方公共団体において、誤って最低制限価格を設定したことにより、価格その他の条件が最も有利な者が排除されていた事態が見受けられたことを踏まえ、総合評価落札方式による入札が地方自治法施行令に沿って適切に実施されるよう、総務省と連携して、周知徹底するよう指摘を受けたもの。

	最低価格落札方式	総合評価落札方式
最低制限価格制度	<input type="radio"/> 地方自治法施行令 第167条の10 第2項	<input checked="" type="radio"/> 地方自治法施行令 規定なし
低入札価格調査制度	<input type="radio"/> 地方自治法施行令 第167条の10 第1項	<input type="radio"/> 地方自治法施行令 第167条の10の2 第2項

指摘対象

- ・ 10都府県 23事業主体
- ・ 工事請負契約 604件
- ・ 交付金等交付額 約269億円※

※最低制限価格の設定により、「価格その他の条件が最も有利な者」が排除されていた契約額全体

(平成29年9月29日付通知)

「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」

総合評価落札方式では、地方自治法施行令上、最低制限価格は設定できないことから、下記の措置等を講じることにより、ダンピング受注の防止を徹底するよう要請。

1. **低入札価格調査制度**の活用及び**価格による失格基準**の導入
2. **施工体制確認型**総合評価落札方式の導入

設計変更ガイドラインの改定(全地方整備局等で改定済み)

改正品確法に「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定。



設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース、不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

受発注者間で認識・解釈の違いが出ないように、設計変更ガイドラインを改定し、以下の内容等を明記

関東地方整備局の事例(H27.6改定)

1. 「改正品確法の趣旨を記載」について
 - ・改正品確法の基本理念により、受発注者が対等の立場であることを記載し、適切に設計及び工期の変更を行うことを記載
2. 「土木工事条件明示の手引きの作成」について
 - ・条件明示の確認に不足が生じないように受発注者の認識の共有化を図る「土木工事条件明示の手引き(案)」を作成
3. 「設計照査ガイドラインの作成」について
 - ・受発注者間の照査の解釈の違いを解消するため、照査項目のチェックリストを含んだ「設計照査ガイドライン」を作成
4. 「設計変更」について
 - ・設計変更に伴う費用の増減概算額について、受発注者間で認識共有を図るため、契約変更に先立って行う指示書に概算額を明示することを記載
5. 「工事一時中止」について
 - ・工事一時中止についても、設計変更と同様に指示書及び基本計画書に増加概算額を明示することを記載
6. 「工期短縮」について
 - ・受注者は工期短縮計画書を作成し、受発注者間で協議することを明記

6

【参考】地方自治法(抄)

町村		市 (指定都市を除く。)		指定都市		千円	
五〇、〇〇〇		一五〇、〇〇〇		三〇〇、〇〇〇		五〇〇、〇〇〇	

別表第三(第二百二十一条の二関係)

〇2 (略)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抄)
 第三章 議会
 第二百二十一条の二 地方自治法第九十六条第一項第五号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第三上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)(抄)
 第二節 権限
 第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
 一 四 (略)
 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 六 五 (略)
 〇2 (略)

◇ 施工時期の平準化により、年間の工事量の偏りを解消し、年間を通した工事量が安定することで人材、機材等の効率的な配置と活用が図られ、生産性の向上に寄与

中部地方における公共事業工事のH28年度の平準化状況(中部ブロック発注者協議会)

平準化率(稼働件数) α : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数

※稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

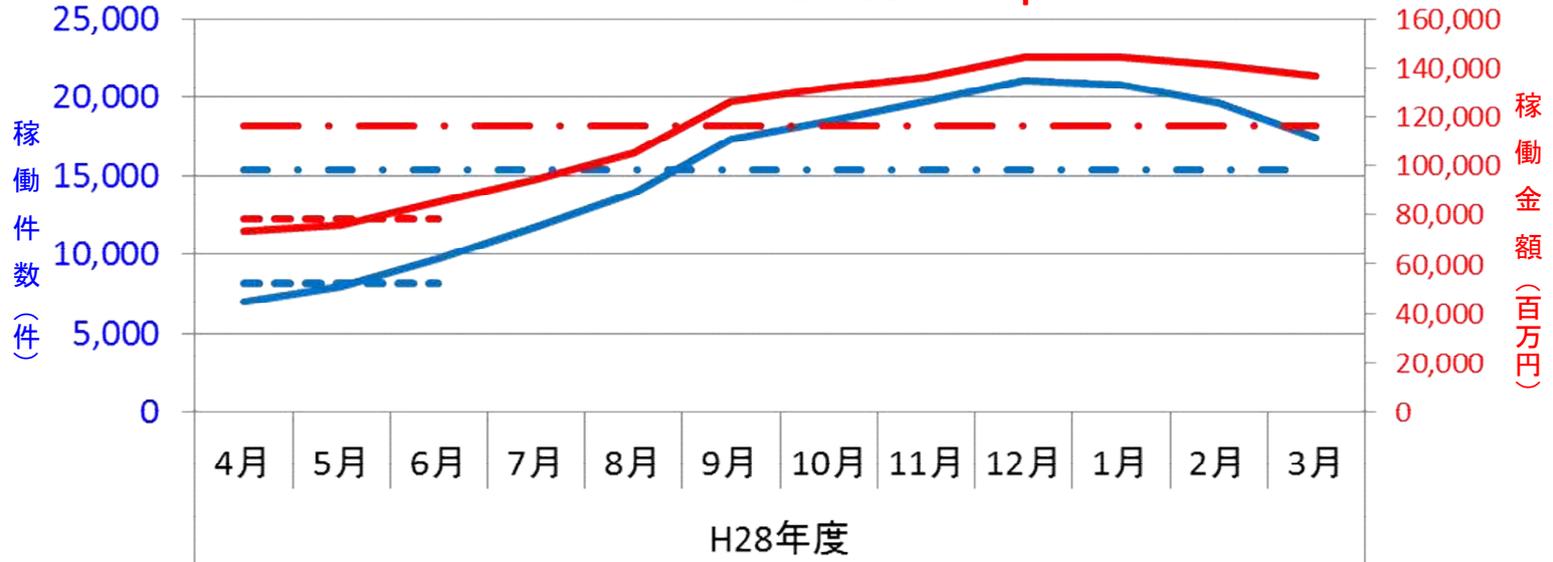
平準化率(稼働金額) β : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額

※稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

中部ブロック発注者協議会

$\alpha=0.53$

$\beta=0.67$



・中部ブロック発注者協議会による「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価」の集計(191機関で実施)

9

施工時期の平準化(稼働件数)

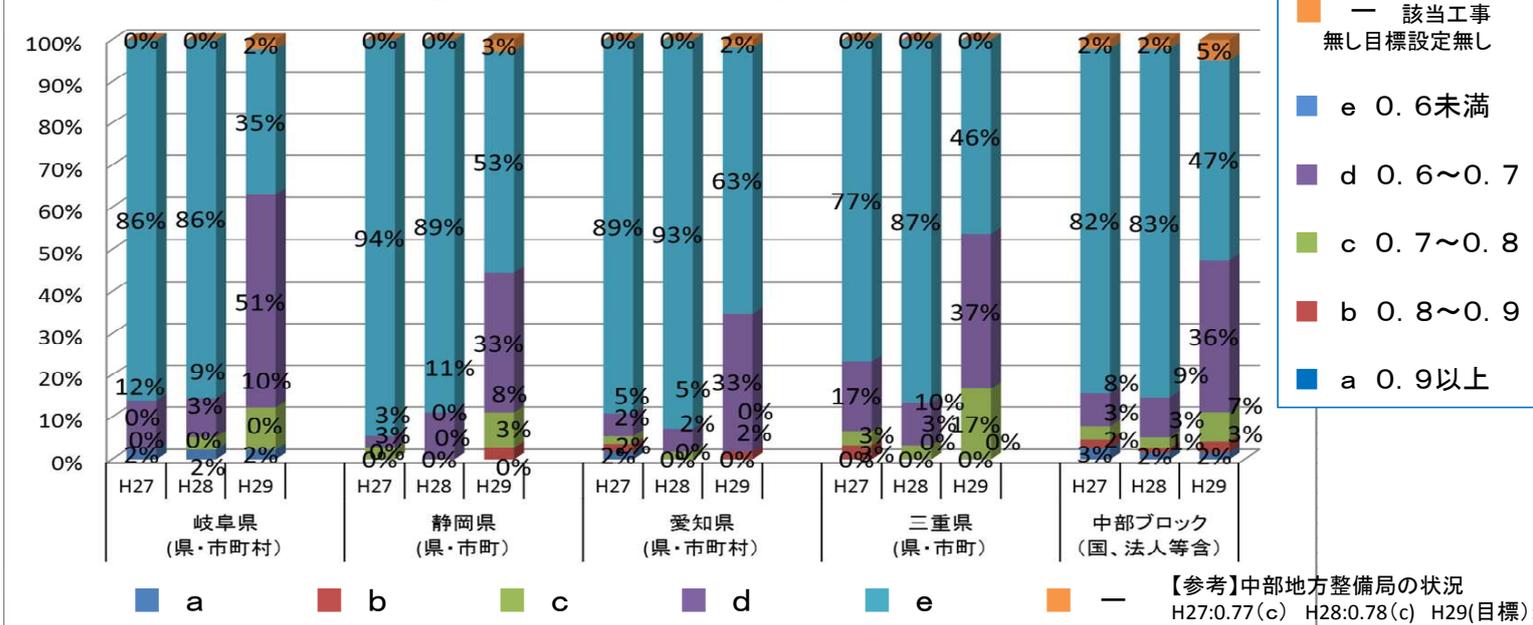
◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。

◇ 平準化率(稼働件数) α : 年度の4~6月期の平均稼働件数 / 年度の平均稼働件数

稼働件数 : 当該月に工期が含まれる工事の件数

○ 中部ブロック全体では、平成28年度の実績で、8割以上が0.6未満の状況であるが、H29目標において市町村が早期発注などで前年度を超える高い目標を設定。

施工時期等の平準化(平準化率(稼働件数) α)



【参考】中部地方整備局の状況
H27:0.77(c) H28:0.78(c) H29(目標):b

・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計

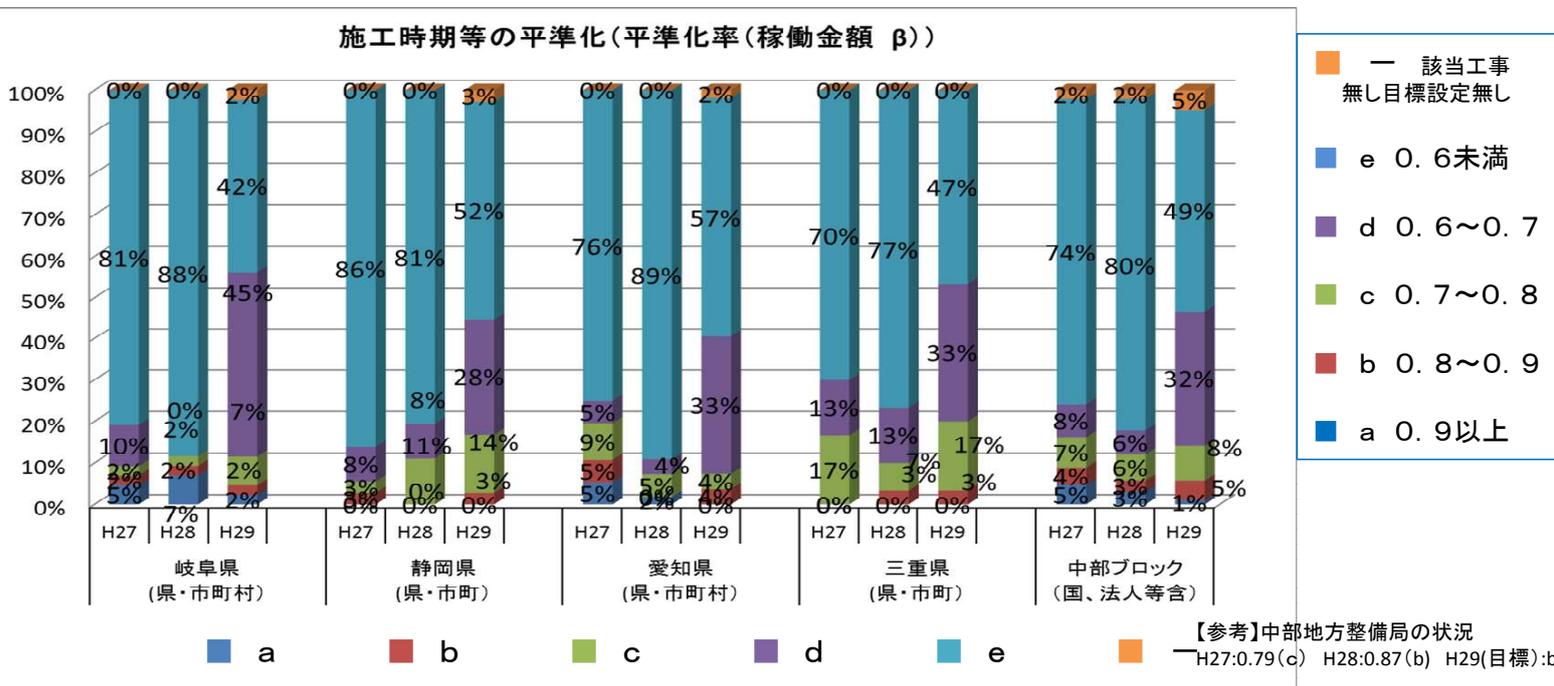
・H29は、各発注者が定める目標値。

施工時期の平準化(稼働金額)

中部ブロックの例

- ◇ 工事量を平準化し、効率的な人員配置、機材配置等を行い、経営環境の改善を図る取組。
- ◇ 平準化率(稼働金額 β) : 年度の4~6月期の平均稼働金額 / 年度の平均稼働金額
稼働金額 : 契約金額を工期月数で除した金額を足し合わせたもの

○ 中部ブロック全体では、平成28年度の実績で、8割以上が0.6未満の状況であるが、H29目標において市町村が早期発注などで前年度を超える高い目標を設定。



・中部ブロック発注者協議会「発注関係事務の適切な実施に向けた取り組みに関する自己評価の実施について」集計
・H29は、各発注者が定める目標値。

12

地方公共団体等との基準類等の共有・統一



【機密性2】

- 要領・基準類の共有・統一を進めるため、基準類等の提供方法等の改善等を図り、統一を促進。
- まずは、**都道府県、政令市を対象に実態を調査し、統一に向けての課題等を整理。**
- ※市町村への調査は都道府県・政令市への調査結果を踏まえて実施

基準類等	状況等	公表等	地方公共団体の対応状況	
			都道府県・政令市 統一様式で実態を調査	市町村
積算基準	地公体では、国の基準に独自基準を追加し活用。	出版 ※地方公共団体にはデータで提供	準用 システムは共有していない	準用
積算システム	共有化について、地公体独自基準や、農林、港湾等他部門の取扱い等の課題も踏まえ検討	—	JACICシェア率 13.4%	県と共有率 28%
工期設定支援システム	受発注者の工程共有ツールとして、全発注者で積極的な活用を推進。	HPで公表	調査予定	調査予定
工事書類	先導整備局における統一化の取組みを共有し、簡素化の拡大を図る ASPの全面活用を図る	HPで公表	準用	調査予定
検査技術基準	臨場立会等を通じて、検査基準の統一化を進める	HPで公表	(近畿:9割程度が準用等※1)	(近畿:5割程度が準用等※1)
請負工事成績評定要領	都道府県政令市から順次、共有化を進める。 市町村向けの要領案の活用も促進。	HPで公表	東京都以外は準用	(近畿:5割程度が準用等※1)

※1 近畿ブロック発注者協議会における調査、※2 国総研調査(H27.7)

迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成
公表URL：http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000434.html

■ガイドラインの構成

1. 入札契約方式選定の基本的考え方
2. 地方公共団体との連携等
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例
参考資料：入札契約方式の関係図書

■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

■入札契約方式の適用の考え方

工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧 本復旧		随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常的方式（一般競争・総合評価落札方式他）	

直轄工事における災害復旧における入札契約に関する主な工夫等 国土交通省

【確実な施工確保、不調・不落対策】

① 指名競争におけるダンピング対策

例) 発注者の監督・検査等、受注者側の技術者体制の強化、施工体制確認型総合評価方式の適用等

【発注関係事務の効率化】

② 一括審査方式の活用

受発注者の発注関係事務を効率化するため、複数工事の提出資料を同一とする一括審査方式を活用

【担い手の確保】

③ 地域企業の参加可能額の拡大

地域企業が中心となる一般土木C等級企業を対象とする工事価格帯の上限を変更

④ 地域維持型JV等の活用

地域の参加企業を確保し、施工体制を確実にするためJV制度を活用

【迅速な事業執行】

⑤ WTO対象となる大規模工事における災害時の入札契約方式

緊急性の高い場合、随意契約等の適用や一般競争方式における手続き期間の短縮等を検討
例) H23紀伊半島水害、H28熊本地震において、WTO規模の工事で随意契約を適用

【早期の復旧・復興に向けた取組】

⑥ 復興係数、復興歩掛等の導入

確実な施工を確保するため、実態を踏まえた復興係数の導入等により、適切な予定価格を設定

⑦ 事業促進PPP・ECI方式等の活用

官民の技術力を結集するなどにより、円滑かつ迅速な事業の実施

災害復旧工事(直轄)の発注(最近の事例)

■H28熊本地震

適用時期	工事内容	入札契約方式			発注件数
	特徴等	競争参加者の設定方法	契約相手の選定方法	標準的な手続日数(公告～契約)	
発災～4ヶ月 H28.4～H28.7	応急復旧等 (堤防補修、道路補修、斜面防災対策、堤防復旧、道路復旧、橋梁復旧、トンネル復旧等)	随意契約	※事務所災害協定に基づき施工者を選定 または ※本局災害協定に基づき業界団体へ協力要請を行い選定	即時着工 ※協議が整い次第速やかに着手	約80
3ヶ月 H28.6～	本復旧 ・等級区分において、一般土木C等級の予定価格の上限の金額の変更(3億円→4.5億円) ・一括審査の活用等による事務負担軽減	一般競争 (WTO*を除き、地域要件を設定)	総合評価落札方式	約1ヶ月 ※手続日数の短縮、入札書及び技術資料の同時提出の適用除外を実施	約60

■H29九州北部豪雨

適用時期	工事内容	入札契約方式			発注件数
	特徴等	競争参加者の設定方法	契約相手の選定方法	標準的な手続日数(公告～契約)	
発災～2ヶ月 H29.7～H29.8	応急復旧等 (流木等除去、堆積土砂撤去、護岸整備、河道掘削、砂防堰堤等)	随意契約	※事務所災害協定に基づき施工者を選定	即時着工 ※協議が整い次第速やかに着手	約40

大規模災害の復旧・復興事業における主な施工確保対策 国土交通省

○ 大規模災害の復旧・復興事業では、地域の状況等に応じた、多様な施工確保対策を実施することにより早期の事業完成を目指す。

■発注関係事務の段階に応じた主な施工確保対策

工事着手前	>>> 発注準備積算	>>> 入札公告契約	>>> 工事中
<ul style="list-style-type: none"> <事業推進体制の強化> ・事業促進PPP等の導入 <建設資材対策> ・発注見通し統合 ・資材需給情報共有・調整の場(連絡会)を開催 <技能労働者確保対策> ・仮設公共プラント設置 ・プレキャスト製品の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の改定 ・見積活用による積算 ・宿舍設置に伴う費用の積上計上 ・地域外からの労働者確保に関する間接費補正 ・いわゆる“復興歩掛”の適用 ・いわゆる“復興係数”による間接工事費の補正 ・概略発注方式の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注ロットの拡大 ・地域要件の緩和(県内→管内企業まで拡大等) ・地元企業の参加可能額の拡大(B+C)、(拡大C) ・復興JV活用 ・「一括審査方式」の導入 ・段階選抜方式の導入 ・不落随契の活用 ・簡易確認型の導入 ・契約時点の最新単価に基づく契約変更 ・工期における余裕期間の設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人の主任技術者による2以上の工事現場の管理 ・宿泊費等に係る間接費の設計変更 ・建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更 ・物価変動等に伴うスライド変更(インフレ/単品スライド) ・設計変更等による柔軟な運用の実施(既契約工事への設計変更による追加など) ・適切な工期延長対応 ・監理技術者の途中交代の要件緩和 ・設計変更概算額の提示

○被災地方公共団体の一日も早い復旧・復興の実現に向け、以下の支援等を実施。

【テックフォース派遣】

【災害緊急調査】

【査定前着工の周知】

【災害査定効率化】

【査定設計委託費等の補助】

自治体所管施設を含め被災状況調査を支援

本省災害査定官等を派遣し、復旧工法の指導、助言の実施

災害査定前に被害拡大防止に必要な工事が実施可能である旨周知

設計図書の簡素化等、災害査定に要する事務手続きの軽減

激甚災害等の査定設計に要した委託費等の費用の最大1/2を補助

【テックフォース派遣】

【災害緊急調査】

【災害査定効率化】

(平成29年7月九州北部豪雨の例(福岡県、大分県関係))

○書面による査定上限額の引上げ

- ・現地で行う「実施査定」の件数を減らし、「机上査定」の件数を増。災害査定に要する時間や人員を大幅に縮減。
- ・書面による査定上限額を通常300万円未満から以下のとおり引上げ。
福岡県:3,500万円以下 大分県:1,000万円以下

○設計図書の簡素化

- ・土砂崩落や道路途絶等により被災箇所への近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査による時間を縮減。
- ・測量図の代わりに、既存地図や航空写真、標準断面図を活用することで、測量・作図等に要する時間や人員を大幅に縮減。

○現地で決定できる災害復旧事業費の金額の引き上げ

- ・現地で決定できる災害復旧事業費の金額を通常4億円未満から6億円未満に引上げることで、災害復旧事業の本格的な着手を迅速化。

【査定設計に要した委託費等の補助】

○査定設計に要した委託費等の最大1/2を補助

- ・特に被害が激甚であると認められる災害(激甚災害等)の箇所
- ・特殊工法(地すべり、橋梁、トンネル等)等を実施する箇所のうち、一定規模以上の箇所



河川構造物の被害状況調査(添田町)



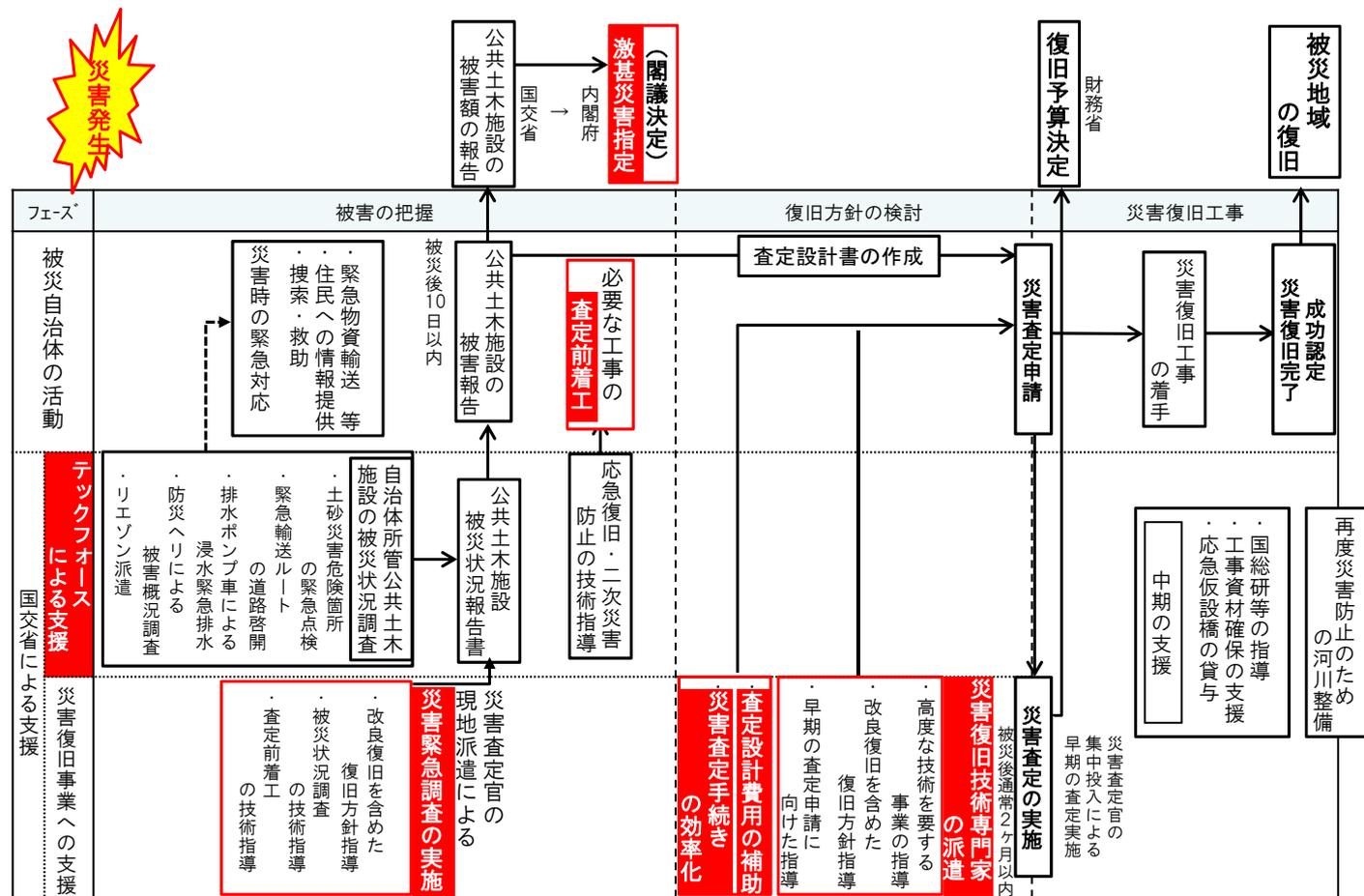
復旧工法の指導・助言
(秋田県 一級河川上溝川)

【査定前着工】



河岸の欠壊に対し、拡大防止のために大型土のうで応急工事を実施

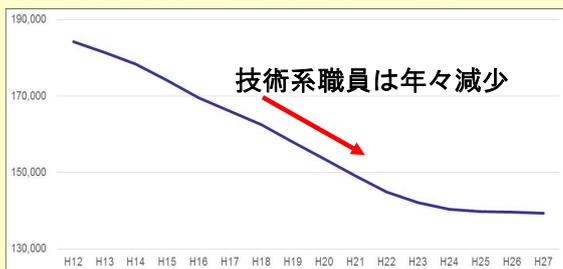
被災地域の1日も早い復旧に向けた取り組み(激甚災害時等)



市町村は大規模災害時に非常に厳しい状況に置かれています

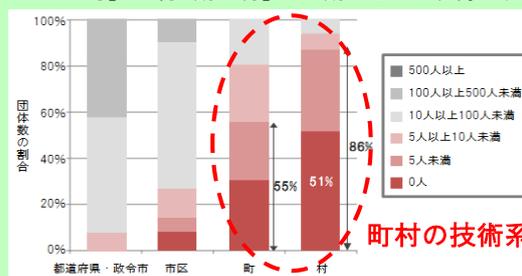
市町村では職員数が年々減少しています

特に災害復旧を担う技術系職員数は大きく減少しています



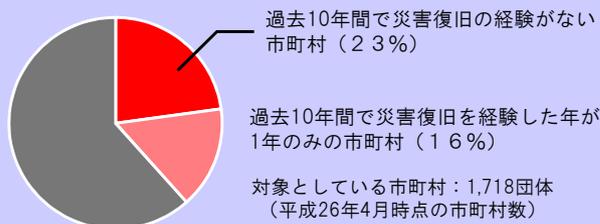
「村」の約半分では技術系職員がすでに0人です

「町」の約6割「村」の9割でも5人未満です



災害復旧の経験が少ない市町村が約4割です

約4割の市町村では、過去10年間の災害復旧事業を実施した経験が1回以下となっています



災害時には膨大な業務を迅速に処理する必要があります

被災市町村では少人数の職員が、災害査定など普段は経験しないが迅速な対応が求められる膨大な業務を実施する必要があります

北海道・東北豪雨では…

熊本地震では…

【岩手県岩泉町の例】

【熊本県御船町の例】

374箇所・約85億円にのぼる

392箇所・約32億円にのぼる

復旧事業をわずか6名の職員で対応

復旧事業をわずか7名の職員で対応

○他の自治体から支援を受ける

○他の自治体から支援を受ける

○民間事業者に発注者支援業務、

CM方式によるマネジメント業務を委託

被災した市町村長等から頂いたご意見

- ◆ 早期の復旧に向けて災害復旧事業全体のスケジュールをしっかりマネジメントすることが必要
- ◆ 土木職員や災害経験者が不足しており、災害復旧工事に労力を要している。
- ◆ インフラの多くが被災してしまい、町単独では対応できない。

被災地における報道

- ◆ 「技術職不足 なお深刻 (派遣充足率57%)」(熊本日日新聞 H29年4月14日 2面)



平成28年11月29日(火)「防災対策に関する市町村長との意見交換会」

発注者間の連携・支援の取り組みの例

事例① 国土交通省職員を総合評価審査委員として派遣

直轄職員が第三者委員となり、自治体における総合評価方式の手続きに参画

事例② 発注関係事務に関する知識・経験を有する者の活用

発注関係事務について豊富な経験を持つ技術者を発注者支援業務において評価・活用

事例③ 自治体職員向けの実践的な演習・講習会を実施

総合評価落札方式の運用、工事監督などの実務の習得を支援

事例④ メール、電話による相談窓口を全国に設置・受付

相談への対応と合わせ、運用指針の内容の解説、全国の取組事例、参考情報を提供

事例⑤ 外部からの支援体制を活用する場合の支援(発注者支援機関の認定)

自治体による発注関係事務のアウトソーシングに対し、一定の要件を満たす受託機関を評価・選定